

岩手県

出荷制限指示後の管理の考え方 —原木しいたけ（露地栽培）—

原木しいたけ（露地栽培）の出荷管理については、陸前高田市、住田町、大船渡市、奥州市、一関市、平泉町、釜石市及び大槌町をはじめとする県内全市町村と連携し、岩手県は安全な原木しいたけの生産のため、しいたけ生産農家の全戸検査（別添参考）を実施することとしており、当該全戸検査を進めつつ、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

なお、今後とも全戸検査の進捗状況等を踏まえ、安全な原木しいたけの生産のために必要な場合には、本対策を隨時改善する。

1 生産者対策

(1) 生産者管理

岩手県は、検査結果を台帳に記録するとともに、変更の都度更新し、これにより原木生しいたけ及び乾しいたけの生産管理を行う。

また、原木しいたけを扱う集出荷団体等は、該当する原木しいたけ生産者に係る台帳を整備し、検査結果を台帳に記録するとともに、変更の都度更新し、これにより原木生しいたけ及び乾しいたけの生産管理を行う。

(2) 検査結果の通知

岩手県は、検査結果について、公表するとともに、生産者、市町村、集出荷団体等及び関係機関に通知する。

(3) 検査結果が基準値を超過した場合の対応

ア 岩手県は、精密検査において基準値 100Bq/kg を超えた検体が出た場合、当該検体に係る生産者、市町村、集出荷団体等に出荷自粛を要請する。

イ 出荷自粛、出荷制限を要請された生産者、市町村、集出荷団体等は、解除されるまでの間、当該市町村の原木しいたけの出荷及び販売を自粛する。

なお、基準値を超過した原木しいたけは、廃棄するものとする。

ウ 出荷自粛、出荷制限指示後、全戸検査の結果が基準値を下回る生産者の原木しいたけについては、一部解除の申請を行い認められた場合、出荷及び販売ができるものとする。

エ 岩手県は、基準値を超過した原木しいたけの生産者に対して、ほだ木やほだ場の管理状況等の調査等を行って原因を究明し、再発防止を指導

する。

(4) 原木しいたけ生産者への指導

岩手県は、市町村、集出荷団体等と連携し、原木しいたけ生産者に対して、定期的に立入調査を実施し、適切なほど場管理（指標値以下であると認められる原木の使用、放射性物質に汚染されていないと認められる水の使用など、放射性物質の降下等による影響を避けられる栽培管理）が継続されるよう指導を行う。

(5) 風評被害の防止

岩手県は、消費者・流通業者に対して、市町村や集出荷団体等と連携し、全戸検査の実施により市場に流通している原木しいたけは食品衛生法上問題ないものであることを周知するほか、県ホームページ等を通じ、検査結果などを適時・的確に公表し、風評被害の防止に努める。

(6) 連絡会議の開催

岩手県は、市町村、集出荷団体等をメンバーとした連絡会議を定期的に開催し、全戸検査の連携・連絡を密にするとともに、国等から提供される各種情報についての共有化を図る。

2 流通対策

岩手県は、市町村や集出荷団体等と連携し、次の対策を行う。

- (1) 市場に流通する「原木しいたけ」について、検査実施済であることの標記、生産地(市町村名)など、適切な表示を行う
- (2) 基準値を超過した「原木しいたけ」が流通しないよう、隨時、巡回調査等により確認する。
- (3) 集出荷団体等は、流通業者等から仕入れルート等の記録やその提供の要請があった場合は、適切に対応する。

3 出荷自粛、出荷制限市町村外の市町村からの出荷に関する対策

岩手県は、集出荷団体等に対し、出荷自粛、出荷制限市町村外の市町村から出荷される原木しいたけについて、入荷先、販売先等の記録・保存を指導し、必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

(別添)

1 定義

- (1) 「原木しいたけ」とは、原木による栽培形態（露地栽培、施設栽培）で生産される、乾しいたけと原木生しいたけのことをいう。
- (2) 「生産者台帳」（以下「台帳」という。）とは、放射性物質影響対策に係る生産流通管理を行うため、県内の原木しいたけ生産者全戸について、乾しいたけ、原木生しいたけ、それぞれの生産者ごとに、次の事項を記録したものという。記載内容は、変更の都度更新し、これにより原木しいたけ生産者の管理を行う。
①生産者の氏名、住所、電話番号、②全戸検査の実施日、検査結果、出荷制限の有無、③出荷先、④その他生産者情報（ほど場箇所数、ほど木本数、原木入手方法、生産量など）
- (3) 「全戸検査」とは、岩手県が、生産者ごとに出荷の可否を判断するため、原木しいたけ生産者の全戸を対象として、原木しいたけの出荷前に実施する検査をいう。
- (4) 「全戸検査対象者」とは、生産者台帳に記載されている、県内の原木しいたけ生産者全戸をいう。

2 全戸検査について

(1) 検査対象品目

全戸検査対象品目は、全戸検査対象者が生産する以下の品目とする。

ア 原木生しいたけ

原木を用いて、施設または露地で栽培されたしいたけで、生の状態で出荷するもの（乾しいたけ用のしいたけを生の状態で出荷する場合を含む）

イ 乾しいたけ

原木を用いて、施設または露地で栽培されたしいたけを乾燥加工を行い、乾燥状態で出荷するもの

(2) 検査の時期

原木しいたけ生産者は、生産する原木しいたけを農業協同組合、森林組合、産直施設、卸売市場等（以下「集出荷団体等」という。）に出荷しようとする場合は、必ず出荷前に全戸検査を受けるものとする。（自家用など販売の用に供しないものは対象外）

(3) 検査の方法

ア 全戸検査は、NaI (TI) シンチレーションスペクトロメーターを使用したスクリーニング検査とする。

なお、厚生労働省に提出している検査計画に基づき実施するモニタリング検査を全戸検査に代えることができるものとする。（この場合、精密検査のみの実施）

イ スクリーニング検査において、その結果が 50Bq/kg を超過した場合は、ゲルマニウム半導体検出器を使用した精密検査を実施する。

(4) 検査機関

スクリーニング検査と精密検査の実施機関は次のとおりとする。

ア スクリーニング検査

- ① (社)岩手県薬剤師会会営 岩手県医薬品衛生検査センター
- ② 岩手県農業研究センター
- ③ 県南広域振興局林務部
- ④ 県南広域振興局農政部一関農林振興センター
- ⑤ 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター
- ⑥ 岩手県水産技術センター
- ⑦ 沿岸広域振興局水産部 宮古水産振興センター
- ⑧ 県北広域振興局水産部

イ 精密検査

- ① (社)岩手県薬剤師会会営 岩手県医薬品衛生検査センター
- ② 岩手県環境保健研究センター
- ③ 岩手県農業研究センター
- ④ 岩手県工業技術センター

(5) 検査結果

検査結果は、スクリーニング検査、精密検査とも、岩手県から公表するものとする。